

全日本小学校バンドフェスティバル岩手県大会 実 施 規 定

第1章 総 則

- 第1条** (大会名称)
この大会は「全日本小学校バンドフェスティバル岩手県大会」という。
- 第2条** (実 施)
全日本小学校バンドフェスティバル岩手県大会(以下、県大会)は、岩手県吹奏楽連盟(以下、県吹連)に加盟する団体が参加して、毎年実施する。
- 第3条** (実施会場・日時)
実施会場・日時などの必要事項は、県吹連評議員会(以下、評議員会)の協議により決定する。

第2章 参加資格

- 第4条** (参加資格)
参加資格は、県吹連に登録された小学校で、構成メンバーは同一小学校に在籍している児童とする。また、複数の小学校による合同バンドを認める。
- 2 出演者が二つ以上の団体に重複して出場することは認めない。
- 第5条** (入賞取消)
参加団体の資格に疑義あるときは出場を停止または入賞を取り消すことができる。

第3章 演奏・演技

- 第6条** (参加人員)
参加人員は自由とする。
- 第7条** (編 成)
編成は、木管楽器・金管楽器・打楽器を中心としたものを原則とする。また、手具の使用は自由とする。
- 第8条** (演奏時間)
演奏時間は7分以内とする。演奏時間とは、演奏または演技の開始より終了までの時間をいう。
- 第9条** (演奏曲目)
演奏曲は自由とする。
- 第10条** (演奏形態)
演奏形態は自由とする。
- 第11条** (服 装)
服装等は自由とする。
- 第12条** (出演順序)
出演順序は実行委員会において決定する。

第4章 表彰および代表

- 第14条** (審 査 員)
審査員は評議員会で選出し、会長がこれを委嘱する。審査員の数は原則として5名とする。
- 2 審査方法は評議員会の定める審査内規による。
- 第15条** (表 彰)
表彰は金賞、銀賞、銅賞のいずれかを贈る。また、代表に選出された団体に副賞としてトロフィーを贈る。
- 第16条** (代 表)
参加団体の中から、別に開催される全日本マーチングコンテスト岩手県大会とあわせて7団体を全日本小学校バンドフェスティバル東北大会(以下、東北大会)に推薦する。ただし、東北大会への代表数は最大4団体までとする。

- 第17条** (参加費用)
県大会出場に要する費用は参加団体の負担とする。

第5章 そ の 他

- 第18条** (共催・後援・協賛)
県大会実施にあたって評議員会が必要と認めた場合は、共催および後援、協賛団体を持つことができる。また、賞状・賞品の贈与を受けることができる。
- 第19条** (実行委員会)
県大会実行委員会は県吹連会長の委嘱により組織される。
- 第20条** (実施要項)
その他開催上の細目については実行委員会が定める。
- 第21条** (改 定)
この規定は評議員会の議により改定することができる。

第6章 付 則

本規定は、平成14年5月11日より施行する。
本規定は、平成16年5月8日より施行する。
本規定は、平成19年4月12日より施行する。
本規定は、平成29年5月3日より施行する。

- ※2012年度大会より「メイジャーバトンの放り投げ」と「カラーガードのフラッグ放り投げ」が、危険防止の観点から「禁止」です。
※東北大会および県大会において、あらかじめ出演順が定められている場合、その出演順は「完全抽選」で決定する。

全日本小学校バンドフェスティバル岩手県大会 審 査 内 規

- 第1条** この内規は全日本小学校バンドフェスティバル岩手県大会実施規定第14条に基づき審査及び判定について定めるものである。
- 第2条** 審査員は演奏演技を、「演奏技術」・「総合表現」の2項目について、それぞれA・B・C・D・Eの五段階で評価する。
- 第3条** 審査結果の処理は、会長から委嘱された3名によって構成される判定委員会が行う。
- 第4条** 判定委員会は審査員の評価を点数化し、一覧表を作成する。点数換算は、Aを10点、Bを8点、Cを6点、Dを4点、Eを2点とする。
- 2 一覧表から審査点を算出する。審査点は全審査員の点数の総和とする。
- 第5条** 代表の選出は審査点の高い順とし、これで決着がつかない場合は審査員の投票とする。
- 第6条** 審査一覧表は、後日、県大会実行委員会から各支部事務局を通じて各団体に通知する。

付記 本内規は平成14年5月11日より施行する。
本内規は平成15年11月15日より施行する。
本内規は平成16年5月8日より施行する。
本内規は平成19年5月12日より施行する。
本内規は平成27年4月29日より施行する。
本内規は平成29年5月3日より施行する。